

# Traffic Safety News



## 自転車の通行場所ってどこが正解??

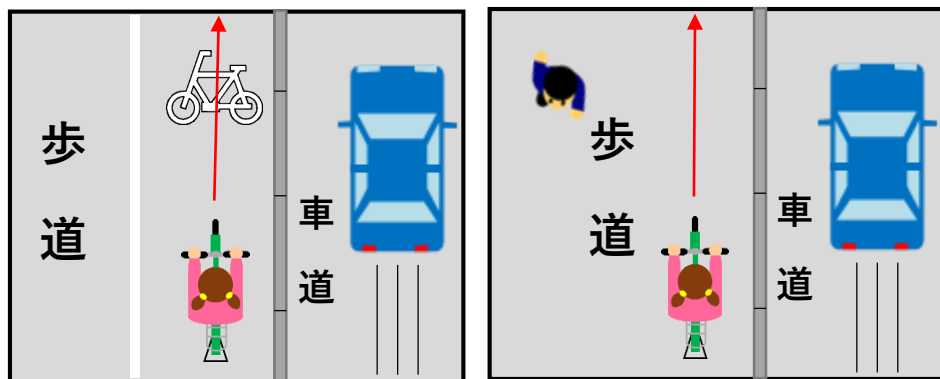
自転車は、道交法上「**軽車両**」という「**車両**」に区分されているため、**原則車道**を通らなくてはいけないんだ！  
しかし、歩道や路側帯を通れる場合もあるから詳しく見てみよう！



### 1 歩道通行可を示す標識や道路標示がある場合

上の歩道通行可を示す標識や道路標示がある場合に限り、自転車は歩道を通行することができます。

道路の左右両方に歩道がある場合は、左右どちらの歩道も通行できます。



※13歳未満の子どもや70歳以上の人、身体の不自由な人が運転するときは、歩道通行可の標識等がなくても歩道を通行することができます。

自転車で歩道を通行する場合は、**歩道の中央から車道よりの部分**を徐行するんだ！  
徐行とは**いつでも止まれる速度**のことだ！  
歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければならないぞ！



今まで歩道の車道側を走ってなかったな。今日から気をつけるよ。

### 2 歩道の代わりに路側帯がある場合

自転車は、歩行者の通行を妨げない場合に限り路側帯を通行することができます。ただし、右側通行や2本の実線で示された歩行者用路側帯は通行できません。



自転車の通行場所について、理解してくれたかな？

自転車に乗る時は、交通ルールを守って安全運転を心掛けてくれよな★

